

止水栓の撤去方法について

(制定 昭和 52 年 5 月 20 日課長決)

(最近改正 平成 10 年 3 月 31 日)

現在止水栓を撤去する場合は、止水栓両端の給水管を切断して給水管に取替えてい
るが、継手作業を必要としない方法を追加併用して認めるため次のとおり止水栓の撤
去を行う。

記

1 止水栓の撤去方法

(1) 給水管を切断して撤去する方法

(呼び径 13mm～50mm)

(2) 止水栓用埋金による方法

(呼び径 13mm、20mm、25mm)

2 施行方法

「給水管を切断して撤去する方法」は、止水栓の両端の給水管を切断して給水管
に取り替える方法

「止水栓用埋金による方法」は、止水栓上部（コマを含む）を止水栓用埋金に取
り替える方法（別図、略）

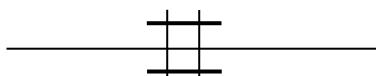
3 止水栓用埋金の品名形質（表、略）

4 実施月日 昭和 52 年 6 月 1 日

5 その他

(1) 止水栓用埋金は、局が発注する請負工事及び指定給水装置工事事業者施行
工事については、請負者調達とする。

(2) 止水栓用埋金を使用した止水栓の図示記号は、次のとおりとする。



附則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。